

平成30年度
(2018年度)

高崎工業団地造成組合歳入歳出決算
及び資金不足比率の審査意見書

高 崎 工 業 団 地 造 成 組 合
監 査 委 員



第201—9号
令和元年10月28日

高崎工業団地造成組合
管理者 富岡賢治様

高崎工業団地造成組合
監査委員 田口幸夫
同 安孫子哲

平成30年度高崎工業団地造成組合歳入歳出決算及び資金不足比率の
審査意見について

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項の規定により審査に付された平成30年度高崎工業団地造成組合歳入歳出決算並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

目 次

平成30年度高崎工業団地造成組合歳入歳出決算審査意見書

第1	審査の対象	-----	1
第2	審査の期間	-----	1
第3	審査の方法	-----	1
第4	審査の結果	-----	1
1	事業の概要	-----	2
2	歳入歳出決算の状況	-----	2
3	実質収支に関する調書	-----	5
4	財産に関する調書	-----	5
5	むすび	-----	6

平成30年度高崎工業団地造成組合資金不足比率の審査意見書

第1	審査の対象	-----	7
第2	審査の期間	-----	7
第3	審査の方法	-----	7
第4	審査の結果	-----	7
1	比率の概況	-----	8
2	むすび	-----	8

凡 例

- 文中及び各表中の金額は、原則として円単位で表示した。
また、千円単位で表示したものは、単位未満を四捨五入した。
- 実質収支に関する金額は、千円単位で表示する。
- 文中及び各表中で用いる比率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入し第1位までを表示した。
なお、構成比率(%)は、合計が100となるよう一部調整した。
- 増減率については、次式により算出した。
 $(\text{当年度の計数} - \text{前年度の計数}) \div \text{前年度の計数の絶対値} \times 100$
- 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「0.0」 当該数値はあるが表示単位未満のもの
「△」 負数を示し増減を示すときは減を表すもの
- 文中で金額の後の()内に表示した比率は、表記してあるものを除き、対前年度の増減率である。

平成30年度高崎工業団地造成組合歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の対象

平成30年度高崎工業団地造成組合歳入歳出決算

第2 審査の期間

令和元年8月13日から10月18日まで

第3 審査の方法

審査は、管理者から提出された歳入歳出決算書及び附属書類が関係法令に準拠して作成されているかを確認し、その内容を関係諸帳簿、証書類及び各所管から提出された決算審査資料等と照合審査するとともに計数の正否を確認した。

また、予算の適正かつ効率的執行についても審査したほか、例月現金出納検査表と指定金融機関の収支月計表との照合を行った。そのほか、必要に応じて関係職員に説明を求めた。

第4 審査の結果

審査の対象となった歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数も正確であり、予算の執行についてもおおむね適正妥当であると認められた。

なお、審査の概要と意見については、次に記述するとおりである。

1 事業の概要

当年度の土地の取得（増）及び処分（減）の状況をみると、次表のとおりである。

表1 土地取得（増）・処分（減）の状況

(単位：㎡)

区 分		事 業 名		取得又は 処分面積
土地 取得 (増)	工業団地	買 収	高崎スマート I C 産業団地	4,863.66
		〃	高崎 3 5 4 複合産業団地	188,514.00
	合 計			193,377.66
土地 処分 (減)	工業団地	分 譲	高崎スマート I C 産業団地	70,204.84
			足門工業団地	23,077.27
			八幡原第二工業団地	1,892.00
			八幡第二工業団地	752.00
		寄 附	高崎スマート I C 産業団地	40.74
	住宅団地	分 譲	山名イーストタウン	1,276.12
	一般分譲	寄 附	昭電跡	64.74
	合 計			97,307.71
差 引			96,069.95	

2 歳入歳出決算の状況

(1) 概 要

歳入決算額は 6,834,690,298 円、歳出決算額は 6,180,443,089 円で、歳入歳出差引額は 654,247,209 円である。このうち、地方自治法第 233 条の 2 ただし書の規定に基づき 300,000,000 円を基金に繰り入れ、354,247,209 円が翌年度へ繰り越されている。

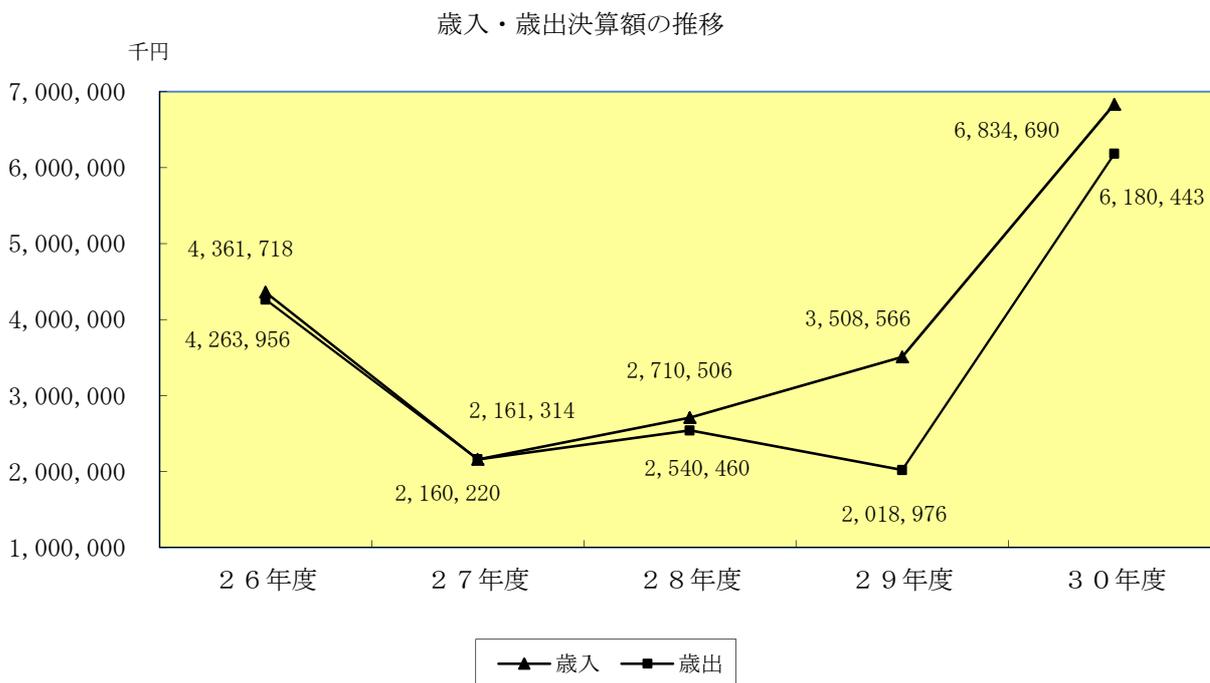
当年度の歳入歳出決算状況を示すと次表のとおりである。

表2 歳入歳出決算状況

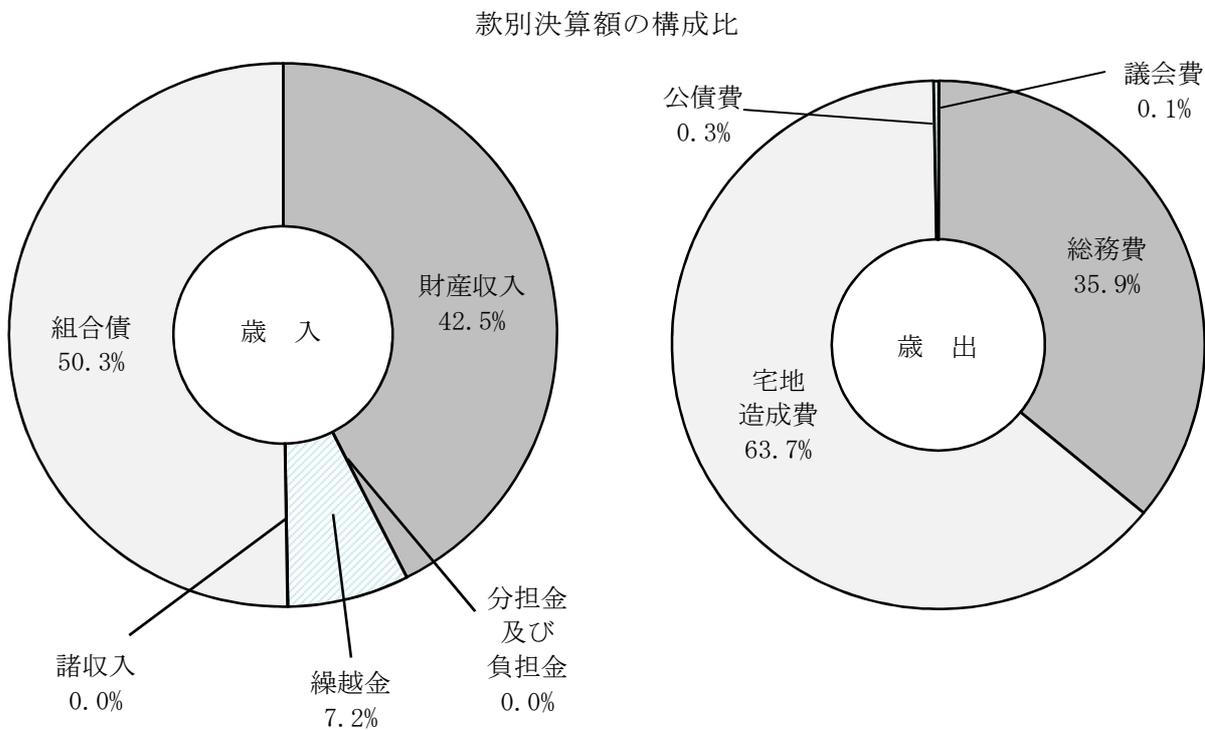
(単位：円、%)

予算現額	歳 入				歳 出		歳入歳出 差 引 額	
	調定額	収入済額	収 入 未済額	執行率	収入率	支出済額		執行率
(A)	(B)	(C)		(C)/(A)	(C)/(B)	(D)	(D)/(A)	(C)-(D)
7,815,129,000	6,841,490,298	6,834,690,298	6,800,000	87.5	99.9	6,180,443,089	79.1	654,247,209

最近5か年間の歳入・歳出決算額の推移を示すと次のとおりである。



また、歳入及び歳出の款別決算額の構成比を示すと次のとおりである。



(2) 歳入

収入済額は6,834,690,298円で、予算現額に対する執行率は87.5%であり、前年度に比べ3,326,123,825円の増加となっている。これは主に、財産収入で1,028,644,487円、組合債で1,878,000,000円増加したためである。

収入状況を款別に示すと次表のとおりである。

表3 款別収入状況

(単位：円、%)

区 分	30年度			29年度	比較増減	
	予算現額	収入済額	執行率	収入済額	増減額	増減率
1 財産収入	2,931,879,000	2,907,421,151	99.2	1,878,776,664	1,028,644,487	54.8
2 分担金及び負担金	600,000	600,000	100	600,000	0	0
3 繰越金	489,590,000	489,590,847	100.0	70,046,209	419,544,638	599.0
4 諸収入	2,460,000	2,078,300	84.5	2,143,600	△65,300	△3.0
5 組合債	4,390,600,000	3,435,000,000	78.2	1,557,000,000	1,878,000,000	120.6
合 計	7,815,129,000	6,834,690,298	87.5	3,508,566,473	3,326,123,825	94.8

ア 財産収入

収入済額は2,907,421,151円で、予算現額に対する執行率は99.2%である。

財産収入の内訳をみると、土地の貸付収入と財政調整基金の利子である財産運用収入9,446,971円、土地の売却収入である財産売払収入2,897,974,180円で、収入済額は前年度に比べ1,028,644,487円(54.8%)の増加となっている。これは主に、財産売払収入が1,028,052,057円増加したためである。

イ 分担金及び負担金

収入済額は600,000円で、予算現額に対する執行率は100%である。

これは組織団体負担金で、群馬県が200,000円、高崎市が400,000円を負担している。

ウ 繰越金

収入済額は489,590,847円で、前年度に比べ419,544,638円(599.0%)の増加となっている。

エ 諸収入

収入済額は2,078,300円で、前年度に比べ65,300円(3.0%)の減少となっている。

これは東京電力線下補償料によるものである。

オ 組合債

収入済額は3,435,000,000円で、前年度に比べ1,878,000,000円(120.6%)の増加となっている。

これは主に、高崎354複合産業団地の用地買収事業債である。

(3) 歳出

支出済額は6,180,443,089円で、予算現額に対する執行率は79.1%であり、前年度に比べ4,161,467,463円の増加となっている。これは主に、総務費が2,066,171,584円、宅地造成費が2,091,956,605円増加したためである。

支出状況を款別に示すと次表のとおりである。

表4 款別支出状況

(単位：円、%)

区 分	30年度			29年度	比較増減	
	予算現額	支出済額	執行率	支出済額	増減額	増減率
1 議 会 費	3,391,000	2,917,419	86.0	3,050,220	△ 132,801	△ 4.4
2 総 務 費	2,342,351,000	2,220,903,598	94.8	154,732,014	2,066,171,584	1,335.3
3 宅 地 造 成 費	5,418,832,000	3,939,067,475	72.7	1,847,110,870	2,091,956,605	113.3
4 公 債 費	20,555,000	17,554,597	85.4	14,082,522	3,472,075	24.7
5 予 備 費	30,000,000	0	0	0	0	0
合 計	7,815,129,000	6,180,443,089	79.1	2,018,975,626	4,161,467,463	206.1

ア 議会費

支出済額は2,917,419円で、予算現額に対する執行率は86.0%である。この主なものは、議員報酬2,123,999円である。

イ 総務費

支出済額は2,220,903,598円で、予算現額に対する執行率は94.8%であり、前年度に比べ2,066,171,584円(1,335.3%)の増加となっている。これは主に、財政調整基金積立金が、前年度に比べ2,053,166,230円増加したためである。

ウ 宅地造成費

支出済額は3,939,067,475円で、予算現額に対する執行率は72.7%であり、前年度に比べ2,091,956,605円(113.3%)の増加となっている。これは、造成費で728,027,822円減少したものの、用地買収費で2,819,984,427円増加したためである。

エ 公債費

支出済額は17,554,597円で、予算現額に対する執行率は85.4%であり、前年度に比べ3,472,075円(24.7%)の増加となっている。

オ 予備費

当初予算額は30,000,000円で、予備費充用がなされなかったため、予算現額及び不用額は30,000,000円である。

3 実質収支に関する調書

当年度の歳入歳出差引額は654,247千円で、翌年度へ繰り越すべき財源70,117千円を差し引いた実質収支額は584,130千円となり、前年度に比べ880,298千円(60.1%)の減少となっている。

なお、地方自治法第233条の2ただし書の規定に基づき300,000千円が財政調整基金に繰り入れられていた。

4 財産に関する調書

(1) 公有財産

土地の前年度末現在高は446,440.40㎡で、山名イーストタウン及び高崎スマートI

C産業団地の分譲により 97,307.71 m²減少したものの、高崎スマート I C 産業団地及び高崎 3 5 4 複合産業団地の用地買収により 193,377.66 m²増加したため、当年度末現在高は 542,510.35 m²である。

なお、当組合には建物の所有はない。

(2) 物 品

物品の当年度末現在高は、小型貨物自動車 1 台及び軽四輪自動車 1 台となっている。

なお、当年度中の増減はなかった。

(3) 基 金

財政調整基金の当年度末現在高は 8,750,972,609 円で、前年度に比べ 3,124,780,571 円 (55.5%) の増加となっている。

これは、地方自治法第 2 3 3 条の 2 ただし書の規定に基づき前年度決算で確定した剰余金の一部 1,000,000,000 円及び当年度決算の財政調整基金運用益と土地売却収入の一部 2,124,780,571 円が積み立てられたためである。

5 むすび

以上が、平成 3 0 年度高崎工業団地造成組合歳入歳出決算書及び附属書類を審査した結果の概要である。

当年度の土地分譲の状況は、住宅団地では、山名イーストタウン住宅分譲地 5 件、工業団地では、高崎スマート I C 産業団地分譲地 7 件、足門工業団地分譲地 2 件、八幡原第二工業団地分譲地 1 件、八幡第二工業団地分譲地 1 件を売却した。今後も営業努力を重ね、早期の完売を望むものである。

高崎市は 3 つの高速道路と 2 つの新幹線が交差し、全国でも類を見ない産業・流通のハブ機能を備えた都市である。今年度は「高崎芸術劇場」、また、来年度には「G メッセ群馬」も完成するなど都市集客施設の整備が進んでおり、「高崎スマート I C 産業団地」及び「高崎 3 5 4 複合産業団地」等の周辺開発の重要性が高まっている。

また、日本国内での頻発する自然災害への対応が注目される中、高崎市は交通の利便性、災害の少なさという特性を活かしつつ、人、モノが集う都市として魅力を発信し続けている。当組合には、わが国の経済活動における市の役割や市場の動向を見極めながら、地域と調和した開発と発展に努められることを要望する。

平成30年度高崎工業団地造成組合資金不足比率の審査意見書

第1 審査の対象

資金不足比率

審査に付された比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和元年8月13日から10月18日まで

第3 審査の方法

審査は、資金不足比率の算定が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、その他関係法令の趣旨に沿って適切に行われているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類の数値が、決算書及び統計数値等に基づき適正に表示されているかを審査するとともに計数の正否を確認した。

なお、審査に当たり、必要に応じて関係職員に説明を求めた。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は正確で、資金不足比率は算定されず、財政の健全性が確保されているものと認められた。

なお、資金不足比率の概況と意見については、次に記述するとおりである。

1 比率の概況

資金不足比率は、当事業において資金不足を生じていないため、当該比率が算定されていないことを確認した。

この算定基礎となる数値の状況は次表のとおりである。

表1 資金不足額等の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成30年度	平成29年度
資金不足額・剰余額 (A)	0	0
事業の規模 (B)	17,361,630	15,241,527
資金不足比率	—	—

(注) 「資金不足額・剰余額」が、正数の場合には資金の不足額を、負数の場合には資金の剰余額を示す。

(注) 経営健全化基準は20.0%で、資金不足比率がこの数値を超えた場合「経営健全化計画」を定めなければならない。

(注) 「資金不足比率」の「—」は、資金不足額がないことを示している。

《算式》

$$\text{資金不足比率(\%)} = \frac{\text{資金の不足額・剰余額(A)}}{\text{事業の規模(B)}} \times 100$$

2 むすび

当組合においては、資金不足比率は算定されず、財政の健全性が保たれていることを示している。

資金不足比率を算定する目的は、行政サービスの持続可能性を明らかにし、それを広く市民に公表することにより、当組合財政への信頼性を強化することである。

今後もこの算定の基礎となる数値の動向に注視しつつ、財政健全性の維持に努力されることを希望する。